

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月12日
【四半期会計期間】	第62期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
【会社名】	株式会社イトーキ
【英訳名】	ITOKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松井 正
【本店の所在の場所】	大阪市城東区今福東1丁目4番12号
【電話番号】	大阪06(6935)2200(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 矢野 健
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船3丁目1番13号
【電話番号】	東京03(5543)1701(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長 森谷 仁昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社イトーキ東京本社 (東京都中央区入船3丁目2番10号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第62期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第61期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高(百万円)	23,404	20,945	83,253
経常利益(百万円)	1,248	576	533
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (百万円)	907	173	186
純資産額(百万円)	37,322	35,459	36,017
総資産額(百万円)	81,837	80,269	77,551
1株当たり純資産額(円)	716.73	696.71	707.70
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半 期純損失金額()(円)	17.89	3.49	3.70
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利 益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	44.4	43.1	45.4
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	7	1,714	2
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	488	515	1,497
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,297	473	1,211
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	9,870	11,509	10,788
従業員数(人)	2,838	2,780	2,827

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)を含めておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の連結子会社を清算しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱上田商事	石川県金沢市	25	その他	98.4 (2.0)	当社の商品を北陸 地方を中心に販売

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	2,780
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	2,091
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
オフィス関連事業(百万円)	8,430	-
設備機器関連事業(百万円)	5,199	-
報告セグメント計(百万円)	13,629	-
その他(百万円)	-	-
合計(百万円)	13,629	-

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

(2) 受注状況

当社グループは見込生産を主体としているため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
オフィス関連事業(百万円)	12,680	-
設備機器関連事業(百万円)	6,980	-
報告セグメント計(百万円)	19,661	-
その他(百万円)	1,283	-
合計(百万円)	20,945	-

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の景気は、当初持ち直しに転じその後の足踏み状態からも脱しつつあったところ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な損害及びそれに伴う生産停滞と消費低迷により、回復の中断を余儀なくされました。

当業界におきましても、企業の設備投資意欲がゆるやかな回復基調にある中、例年であれば最大需要期である3月に震災が発生し、生産・物流に支障を来しました。

このような経営環境のもと、当社グループは、「顧客第一主義」に基づき、新製品開発とオンリーワン製品の重点販売、ソリューション型営業を徹底したことに加え、震災後はお客様の復興ニーズに最優先で対応いたしました。一方で、引き続き抜本的なコスト削減と体質改革にも鋭意取り組みました。

当社グループの震災による直接の影響については、一部在庫商品に損害が発生しました。また、交通規制の影響等により、お客様への納品・工事等のサービスの遅延が発生し、3月の業績は前年を大きく下回りました。

その結果、売上高は209億45百万円（前年同期比10.5%減）、営業利益は6億24百万円（前年同期比44.7%減）、経常利益は5億76百万円（前年同期比53.8%減）となりました。震災関連費用や資産除去債務費用等を特別損失に計上したことにより、1億73百万円の四半期純損失（前年同期は9億7百万円の四半期純利益）となりました。セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

また、各セグメントの前年同期比につきましては、前第1四半期連結会計期間の実績を組み替えて算出しております。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、首都圏や主要都市における新築、移転、リニューアル需要に対して、多様化するワークスタイルへの対応や地球環境に配慮した商品の提供に加え、セキュリティに関するコンサルティングを強化しました。2月にショールームで開催しご好評をいただいた展示会「IP121」では、最新技術を駆使したクリエイティブ・オフィスやエコ・オフィスを具体的に体感いただけるソリューション提案を展開し、需要喚起に努めました。

業績につきましては、売上高126億80百万円（前年同期比10.7%減）、営業利益6億10百万円（前年同期比46.9%減）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、建材、物流設備、セキュリティ設備、研究設備、商業施設設備等における差別化製品の開発や他社との協業による商品・サービスの機能拡張に努めました。特に、研究設備分野では、資本・業務提携を行った株式会社ダルトンとの協働により、事業強化拡大を図る成長戦略への取り組みを進めました。

業績につきましては、売上高69億80百万円（前年同期比9.0%減）、営業損失27百万円（前年同期は1億64百万円の損失）となりました。

[その他]

この事業につきましては、少子化により需要減の傾向にある学習家具分野において、フルLED照明を搭載した学習デスクがご好評をいただきました。

業績につきましては、売上高12億83百万円（前年同期比16.2%減）、営業利益42百万円（前年同期比71.0%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて27億17百万円増加し、802億69百万円となりました。これは主に、仕掛品が15億19百万円、現金及び預金が7億74百万円、商品及び製品が5億9百万円それぞれ増加したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて32億75百万円増加し、448億9百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が32億97百万円増加したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べて5億57百万円減少し、354億59百万円となりました。これは主に、利益剰余金が4億22百万円、その他有価証券評価差額金が1億14百万円それぞれ減少したことによるものです。また、自己資本比率は43.1%となり、前連結会計年度末に比べて2.3ポイント低下しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べ、7億20百万円の資金の増加があり、115億9百万円となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フローで17億14百万円の資金が増加しましたが、投資活動によるキャッシュ・フローで5億15百万円、財務活動によるキャッシュ・フローで4億73百万円それぞれ資金が減少したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は17億14百万円（前年同期は7百万円の減少）となりました。この主なものは、たな卸資産の増加があったものの、減価償却費の計上及び仕入債務が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は5億15百万円（前年同期は4億88百万円の増加）となりました。この主なものは、投資有価証券の取得による支出等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は4億73百万円（前年同期は12億97百万円の増加）となりました。この主なものは、長期借入金の返済による支出及び配当金の支払等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。）を定めており、その内容等は次のとおりであります。

・基本方針の内容

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を下記のとおり定めております。

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

・基本方針の実現に資する取組みの概要

1. 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズをよりスピーディーに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、創業120年を迎えた今でも、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

2. 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記1.のとおり当社の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年（2005年）6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、それぞれ平成20年（2008年）、平成22年（2010年）を初年度とする3か年の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりましたが、過年度の実績及び経営環境の変化等を踏まえ1年ごとに更新を行うローリング方式を採用することとし、平成22年（2010年）よりスタートしていた中期経営計画の数値目標等を修正し、「中期経営計画ローリングプラン2013」（以下、「本ローリングプラン」といいます。）を策定いたしました。本ローリングプランでは、市場変動に耐え安定した収益基盤の再構築に徹底して取り組みながら、現在の強みと将来の展開を見直し、成長分野・重点分野へと経営資源をシフトすることで成長軌道への早期回復に向けて軸足を移していきます。さらに、感動を分かち合える業界のリーディングカンパニーを目指し、一層の企業価値向上のため、「成長戦略による売上高の拡大」「効率性の向上」「企業文化・風土の融合・昇華」の諸施策を推進してまいります。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただき、内容の一部を変更し（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）、更新いたしております。

1. 本プランへの更新の目的

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、本株主総会で株主の皆様にご承認いただき、本プランに更新いたしております。

2. 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記の1.「本プランへの更新の目的」を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等は、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において買収提案に応じるか否かをご判断いただくことになります。

一方、買付者等が、本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点における当社を除く全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得にともなって買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表または開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、本株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトのIR情報に掲載しております。平成23年2月17日付の当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

・ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する取組み（上記 . . .）について

当社は、上記 . . . に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 . . .）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新しております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、本プランへの更新にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として引き続き独立委員会を設置します。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は3億34百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,830,000
計	149,830,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	52,143,948	52,143,948	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	・完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	52,143,948	52,143,948	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	52,143,948	-	5,277	-	10,816

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,438,900	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 49,642,400	496,424	同上
単元未満株式	普通株式 62,648	-	同上
発行済株式総数	52,143,948	-	-
総株主の議決権	-	496,424	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
(株)イトーキ	大阪市城東区今福東1丁目4番12号	2,438,900	-	2,438,900	4.6
計	-	2,438,900	-	2,438,900	4.6

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月
最高（円）	239	232	222
最低（円）	205	206	131

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,714	10,940
受取手形及び売掛金	20,980	20,684
有価証券	74	174
商品及び製品	3,269	2,759
仕掛品	2,652	1,133
原材料及び貯蔵品	1,054	927
その他	1,139	1,090
貸倒引当金	139	179
流動資産合計	40,745	37,531
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,598	13,782
土地	7,659	7,676
その他(純額)	4,661	4,850
有形固定資産合計	25,919	26,309
無形固定資産		
のれん	25	28
その他	839	775
無形固定資産合計	865	803
投資その他の資産		
投資有価証券	6,944	7,141
その他	7,161	7,147
貸倒引当金	966	981
投資損失引当金	400	400
投資その他の資産合計	12,738	12,907
固定資産合計	39,523	40,020
資産合計	80,269	77,551
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,064	15,767
短期借入金	8,065	7,849
未払法人税等	109	138
賞与引当金	409	449
受注損失引当金	33	62
違約金損失引当金	127	127
その他	3,777	3,814
流動負債合計	31,585	28,208

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
固定負債		
長期借入金	3,675	4,064
退職給付引当金	5,004	4,890
役員退職慰労引当金	48	69
製品自主回収関連損失引当金	285	286
負ののれん	18	20
その他	4,191	3,993
固定負債合計	13,223	13,325
負債合計	44,809	41,534
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,277	5,277
資本剰余金	13,021	13,021
利益剰余金	17,514	17,936
自己株式	1,177	1,177
株主資本合計	34,635	35,057
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	135	250
為替換算調整勘定	142	131
評価・換算差額等合計	6	118
少数株主持分	829	840
純資産合計	35,459	36,017
負債純資産合計	80,269	77,551

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	23,404	20,945
売上原価	15,412	13,466
売上総利益	7,992	7,479
販売費及び一般管理費	¹ 6,862	¹ 6,854
営業利益	1,129	624
営業外収益		
受取利息	22	18
受取配当金	6	5
負ののれん償却額	4	2
受取賃貸料	68	67
受取保険金	64	30
その他	57	62
営業外収益合計	223	187
営業外費用		
支払利息	46	42
持分法による投資損失	5	136
減価償却費	27	18
その他	24	38
営業外費用合計	104	235
経常利益	1,248	576
特別利益		
固定資産売却益	14	0
製品自主回収関連損失引当金戻入額	114	-
貸倒引当金戻入額	-	53
その他	11	4
特別利益合計	140	58
特別損失		
投資有価証券評価損	213	188
課徴金	² 128	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	201
災害による損失	-	³ 300
その他	2	33
特別損失合計	343	723
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,045	88
法人税、住民税及び事業税	125	121
法人税等調整額	0	28
法人税等合計	124	92
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	181
少数株主利益又は少数株主損失()	13	7
四半期純利益又は四半期純損失()	907	173

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,045	88
減価償却費	728	607
のれん償却額	1	0
貸倒引当金の増減額(は減少)	22	54
賞与引当金の増減額(は減少)	178	40
役員賞与引当金の増減額(は減少)	11	23
受注損失引当金の増減額(は減少)	72	29
退職給付引当金の増減額(は減少)	148	113
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	16	21
製品自主回収関連損失引当金の増減額(は減少)	190	1
リコール損失引当金の増減額(は減少)	1	-
受取利息及び受取配当金	29	24
支払利息	46	42
持分法による投資損益(は益)	5	136
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	7	1
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	213	188
固定資産売却損益(は益)	14	0
売上債権の増減額(は増加)	5,701	303
たな卸資産の増減額(は増加)	755	2,158
仕入債務の増減額(は減少)	3,447	3,302
その他	1,131	183
小計	164	1,828
利息及び配当金の受取額	25	24
利息の支払額	33	34
法人税等の支払額	164	105
営業活動によるキャッシュ・フロー	7	1,714
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	828	93
定期預金の払戻による収入	1,306	40
有形固定資産の取得による支出	206	207
有形固定資産の売却による収入	19	27
投資有価証券の取得による支出	39	258
投資有価証券の売却による収入	136	4
投資有価証券の償還による収入	197	100
短期貸付金の増減額(は増加)	76	18
長期貸付けによる支出	-	55
長期貸付金の回収による収入	26	19
その他	47	111
投資活動によるキャッシュ・フロー	488	515

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	788	204
長期借入れによる収入	800	-
長期借入金の返済による支出	6	370
配当金の支払額	253	248
少数株主への配当金の支払額	5	5
その他	25	54
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,297	473
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	3
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,783	720
現金及び現金同等物の期首残高	8,087	10,788
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,870	11,509

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 株式会社上田商事は、当第1四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 11社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益がそれぞれ1百万円減少し、税金等調整前四半期純損失が202百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は115百万円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	
1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。	
2. 前第1四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました貸倒引当金戻入額は、特別利益の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間から特別利益の「貸倒引当金戻入額」として区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の貸倒引当金戻入額は2百万円であります。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、42,541百万円であります。</p> <p>2. 受取手形割引高は、202百万円であります。</p> <p>3. 偶発債務 次の関係会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 伊藤喜商貿易(上海)有限公司 42百万円(3百万元) Itoki(Thailand)Co.,LTD. 54百万円(20百万タイバーツ)</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、41,969百万円であります。</p> <p>3. 偶発債務 次の関係会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 伊藤喜商貿易(上海)有限公司 30百万円(2百万元) Itoki(Thailand)Co.,LTD. 54百万円(20百万タイバーツ)</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)																				
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>2,410百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>214百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>219百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>24百万円</td> </tr> </table> <p>2. 当社は、防衛省航空自衛隊が発注したオフィス家具等の事務用品に関して、公正取引委員会による立ち入り調査を受け、平成22年3月30日、同委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為が認められるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、128百万円を特別損失に「課徴金」として計上しております。</p>	従業員給与手当	2,410百万円	賞与引当金繰入額	214百万円	退職給付費用	219百万円	役員退職慰労引当金繰入額	3百万円	貸倒引当金繰入額	24百万円	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>2,354百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>323百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>221百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>3. 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による損失額であり、主として被災した物流センター等でのたな卸資産の廃棄損であります。</p>	従業員給与手当	2,354百万円	賞与引当金繰入額	323百万円	退職給付費用	221百万円	役員退職慰労引当金繰入額	3百万円	貸倒引当金繰入額	0百万円
従業員給与手当	2,410百万円																				
賞与引当金繰入額	214百万円																				
退職給付費用	219百万円																				
役員退職慰労引当金繰入額	3百万円																				
貸倒引当金繰入額	24百万円																				
従業員給与手当	2,354百万円																				
賞与引当金繰入額	323百万円																				
退職給付費用	221百万円																				
役員退職慰労引当金繰入額	3百万円																				
貸倒引当金繰入額	0百万円																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金勘定 10,401百万円	現金及び預金勘定 11,714百万円
有価証券勘定 174百万円	有価証券勘定 74百万円
計 10,576百万円	計 11,788百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 531百万円	預入期間が3か月を超える定期預金 205百万円
満期期間が3か月を超える有価証券 174百万円	満期期間が3か月を超える有価証券 74百万円
現金及び現金同等物 9,870百万円	現金及び現金同等物 11,509百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 52,143千株

2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 2,439千株

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金 の総額 (百万円)	1株当 り配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	248	5	平成22年12月31日	平成23年3月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	オフィス関連事業 (百万円)	設備機器関連事業 (百万円)	家庭用関連事業 (百万円)	保守サービス関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	14,204	7,668	1,274	257	23,404	-	23,404
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2	2	-	1	6	(6)	-
計	14,206	7,671	1,274	259	23,411	(6)	23,404
営業利益又は営業損失()	1,148	164	122	22	1,129	(0)	1,129

(注) 1. 事業区分の方法

市場及び販売方法等の類似性に基づいて4つのセグメントに区分しております。

2. 各事業区分の主な商品及び製品

オフィス関連事業.....事務用デスク及びチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス
営繕、組立・施工等の物流サービス等

設備機器関連事業.....建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器等

家庭用関連事業.....学習デスク及びチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具等

保守サービス関連事業.....什器の修理、メンテナンス等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別の製造販売体制のもと、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは製品の種類及び販売市場の類似性を考慮した製品・サービス別のセグメントから構成されており、「オフィス関連事業」及び「設備機器関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「オフィス関連事業」は、事務用デスク及びチェア、収納家具等の製造販売、オフィス営繕や組立・施工等のサービスを行っております。「設備機器関連事業」は、建築間仕切、物流設備機器、研究設備機器等の製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	12,680	6,980	19,661	1,283	20,945	-	20,945
セグメント間の内部売上高又は振替高	1	3	5	3	9	9	-
計	12,682	6,983	19,666	1,287	20,954	9	20,945
セグメント利益又は損失()	610	27	582	42	624	-	624

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間の期首における残高に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 696.71円	1株当たり純資産額 707.70円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 17.89円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 3.49円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	907	173
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	907	173
期中平均株式数(千株)	50,706	49,704

(重要な後発事象)

株式会社ダルトンの株式取得について

当社は、平成23年2月17日開催の取締役会において、株式会社ダルトンの第三者割当増資を引き受けることを決議し、平成23年4月18日付で同社の株式を取得いたしました。なお、当社は同社を連結子会社とする予定であります。

(1)株式取得の理由

当社と同社は、両社の研究施設機器事業において協力関係を構築することにより、業績拡大・企業価値の向上を図る目的で、平成22年3月11日に資本・業務提携契約を締結し、両社で、当該事業の事業強化や提携シナジーについて検討を重ねてまいりました。

その結果、業績責任を共有する連結グループ会社として共同して営業展開することにより、営業効率を高めるとともに、両社ノウハウや技術力を更に融合させた差別化製品の開発や、徹底した原価低減を図り、市場での競争優位を獲得することが必要不可欠であるとの結論に達し、今回の株式取得となりました。

(2)株式会社ダルトンの概要

商号 株式会社ダルトン
代表者 代表取締役社長 矢澤 英人
所在地 東京都新宿区市谷左内町9番地
設立年月日 昭和23年7月3日
主な事業の内容 科学研究施設・粉体機械等の製造販売
資本金 1,122百万円
決算日 9月30日

(3)株式取得の概要

株式の取得日 平成23年4月18日
引受株式数 3,600,000株(増資後の発行済株式総数に対する所有割合 51.7%)
引受総額 529百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月13日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺澤 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーキの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月12日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前 泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーキの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年4月18日付で株式会社ダルトンの株式を取得し、同社を子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。